平成２８年（フ）第３号
北海道旭川市春光台４条３丁目16番10号
債務者　川浪　　優
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺野　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月27日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２７９号
埼玉県和光市西大和団地４番５号110
債務者　根本　富夫
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞砂　一也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０５６号
札幌市東区北21条東９丁目１番11号　アジェリーナ21―102号
債務者　長谷部理沙（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１０７号
札幌市手稲区曙４条３丁目５番６号　ウィンディアⅠ―101号
債務者　志藤　有将
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１４９号
札幌市東区北18条東12丁目１番１―202号
債務者　中川　秀子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１５５号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地22　ドミローレルＮＯ11―1101号
債務者　菊地　智美
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１６９号
札幌市中央区宮の森１条９丁目３番21―102号
債務者　上野　哲夫
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２０３号
北海道千歳市新星２丁目１番３号
債務者　渡邊　　猛
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６８号
岩手県宮古市末広町６番20号、旧住所盛岡市西松園４丁目10番３号
債務者　中野　竜弥
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３４０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原819番地12　グレイス伍番館203号
債務者　中嶋　芳江
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３４５号
群馬県前橋市城東町２丁目１番13号　駒アパート
債務者　柴田喜代治
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７号
群馬県前橋市小相木町250番地１　原沢ハイツ　103号
債務者　原澤龍之介
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５５５号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目11番地24
債務者　中嶋　奈月
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５７７号
埼玉県春日部市中央７丁目10番地13　ウィンベルソロ春日部第１―201号室
債務者　関根　雄樹
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９号
埼玉県春日部市小渕1445番地12　エステートピアイケダ102、旧住所埼玉県さいたま市緑区大字大牧1484番地12
債務者　高橋　昭雄
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０４５号
千葉市稲毛区小深町138番地４　キャトルドミールＡ202号
債務者　木村はるか
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０４８号
千葉市花見川区花見川１番６棟306号
債務者　柴田　智成
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係